東郷村報

第135号

昭和37年12月22日
発行所
宮崎県東旧杵郡
東郷村役場

事務改善に当りて

村長　黒木松美

事務改善につきましては先般の村政懇談会の際にも申し上げましたように来年一月一日から新方式によって役場事務の改善を行うことにいたして居ります、本日はその事務改善の目標なり基本方針なり申し上げ更に実施の要領について御説明を申し上げ今後の御協力をお願い致したいと思います。

事務改善の必要性につきましては今更ここで申し上げるまでもなく民主々義の基盤として憲法において保障されている地方自治の本旨、即ち住民自らの手によって住民のために行われる行政、又住民自らの責任において自らの事務を処理する要素を本旨とする地方自治を達成することが地方公共団体に課せられた最大の任務でありまして役場は住民のサービス機関として存立し地方公務員である職員は住民全体の奉仕者であることは自他共に認められているところであります、ところがそうした観点から従来の事務処理方式を眺ゆて見ますとその組織や事務の流れが真に住民の立場にたって考えられていない面が多いと思われるのであります。そうした事や今日の行政事務が日々量的に増加し質的に高度化して来て居りますのでその実態に即応して行政事務を合理的、能率的に処理するためにも事務改善の必要性が生れて来た訳であります。

そこで本村といたしましては先づ職員の事務改善に対する気運の醸成を図るため全員で先進地の視察を実施し、その次にこれを企画立案するために役場内に企画室を設け、更にそれを審議検討する機関として事務改善委員会を設ける等事務改善のための組織、機構を整えたのであります。

さてそれならば、どのような方法で事務改善を行うかでありますが先づ基本方針としては事務の処理を正しく、早く、そして安く出来るようにし住民のサービス向上を図ることが基本となるのであります。そのため役場は組織が有機的に活動し住民の期待、さらには自治体運営の目的にそって最も効果的に運営されるような仕組になっているかどうか、役場は住民生活を指導、育成することができるだけの組織と機能を備えているかどうか、又住民のサービス機関として適切であるかどうかというようなことについて反省しあくまでも住民の立場から考えてあらゆる角度から検討して正しい事務管理によって役場本来の姿を見出す必要があると思うのであります、しかもこうして得たものが既成の法規にてらしても適正に実施出来るものであり、住民の福祉を増進し住民に奉仕するという目的から離れることのない地方自治の本旨にそうような役場に造り直すことがこの改善の基本方針であります。

この基本方針に基きまして本村としては次の三つの改善目標をたてたのであります。

第一は窓口事務の総合管理であります

従来の窓口は御承知のとおりそれぞれの事務部門別に窓口があったのでありますが、例へば一世帯が他町村へ転出する場合転出証明は商工係で住民登録は住民係で、国民健康保険の被保険者証の取扱いは保険係で保険税の減額は税務係でという風に住民が一つ一つの窓口を廻って別々に依頼しなければ手続きが出来なかったのであります、しかもそれが各部門共それぞれ自己完成的な形態にありましたので各部署間の連繋が不充分のため誤りを生じたり、又手続が一回で終らず二、三回も足を引かねばならないような場合があったのであります、それが新方式によりますと一つの窓口に受付を依頼すれば役場内において必要な手続一切を次々と有機的なつながりのもとに事務の流れに随って処理される仕組になるのであります。

第二の改善目標は文書の集中管理であります

これも今までは各条別に文書の受付をなし最終的にその事件が完結するまでその係で処理していたのであります。これを立割方式と申して居ります。

文書の集中管理とはこうした各個バラバラの取扱いを一カ所に集中し各係で当然処理を必要とする部面だけは各係で処理し浄書とか発送とか管理保管とかは文書係が一手に処理できる方式に改めることにしたのであります。そのためには従来の帳票では規格の統一が難しく又事務機械による能率的処理が出来ない点が多いのでこれらのものを新しい帳票の設計に作りかえ単純化や能率化を図ることにしたのであります。又仕事の内容を検討して専門化を図る方式を採用したのであります、例へば徴収係は従来税金の徴収だけでありましたがこれからは徴収すべきものは総べて纒めることとし国民年金、農地対価、保育料、病院窓口未納金その他等を徴収係が行うことになるのであります。

又仮に上水道か簡易水道を設備しようとする場合はその調査や企画は公衆衛生の面から保健衛生係が行い現地の測量、設計施工に関することは建設課の工務係で行い工事請負契約は財政で行うなどという風に事務がその内容により次々と流れて行くことになります、このように仕事の内容によって分担を決めて事務を処理する方式を横割方式と申しまして改善後はこの方式を採用することにいたしたのであります。

第三の改善目標は税務事務の総合管理であります

税務事務につきましては徴収係の事について只今一寸触れましたが改善後の新方式は徴収簿や、徴税令書や滞納カードや督促状等殆んど機械化出来るものは手書きを廃止し事務機械を採用することにしたのであります、しかも今まで一つ一つ作成していたものをカナタイプで一回に纒めて作成したり、督促状を発行する際には滞納票（カード）が同時に出来上るような方法を採用する等正確にして能率的な方法を採用することにいたしたのであります。

以上三大目標を掲げて来年一月一日から実施する計画をたてたのであります、そしてこの目標を達成し完全実施の軌道にのせる為には色々な改善が必要になって参ります、先づ最も重要なしかも基本となるものは住民の実態を把握することであります。これは先般皆様の御協力によりまして全職員が部落担当を決めて調査し一応纒まり新しい住民統合台帳を完成することが出来たのであります、この台帳には国保、社保、国民年金、選挙、印鑑など総べてを網羅しまして記録と異動整理をするように出来ているので一つの窓口で処理できるようになるのであります。

その次は従来の役場事務の実態はどうであったかこれを職務調査によって科学的に調査検討しなければ如何に無駄があり、無理があり、むらがあるかが判明しませんし、又改善の基盤となる可きものがでて参りませんので全職員が各自の事務取扱要領や処理時間を詳細に書出し綿密なる調査を実施いたしその結果によって出た部門別時間を分類して横割方式の重要資料となし新方式による職員の定数案を決定することにいたしたのであります。

又ビジブルレコーダーを使用する事に決定したのでありますがこれは一きだしに先程御説明申し上げました住民の統合台帳を五十世帯位入れ一見して番号と氏名その他必要区分が分るような配列方法をとって、入れるのでありますがそれにどうしても必要欠くことの出来ない世帯番号を付けなければならないのであります、即ち区別、組合別、世帯別に固有番号を付けカナタイプで打込む徴税令書の番号を始め国民健康保険の被保険者証の番号その他個人の利害関係に要する公文にはこの固有番号を付けることにいたしまして事務の正確と迅速を期することにいたしたのであります。

以上が今回行わんとする事務改善の大要でありますがこれを実施するにはこれに関連した条例や諸規程の改正、職員の配置換え、住民課の新設と相互連繋を円滑にするための机の配置、や機械の購入と配置等が当然必要となって参りますが新庁舎が出来て間〇ないことでもありますので事務改善による庁舎改造は一応見送ることにし受付位置等の問題もありましたが**正しく早くの**原則を忠実に行うことを併せて考慮に入れ最終的に本案を決定することにいたしたのであります、どうか事務改善の趣旨を充分御了承の上特別の御協力を御願い申し上げます。

役場事務改善の実施に当り職員に心がまえをとく村長

行政機構

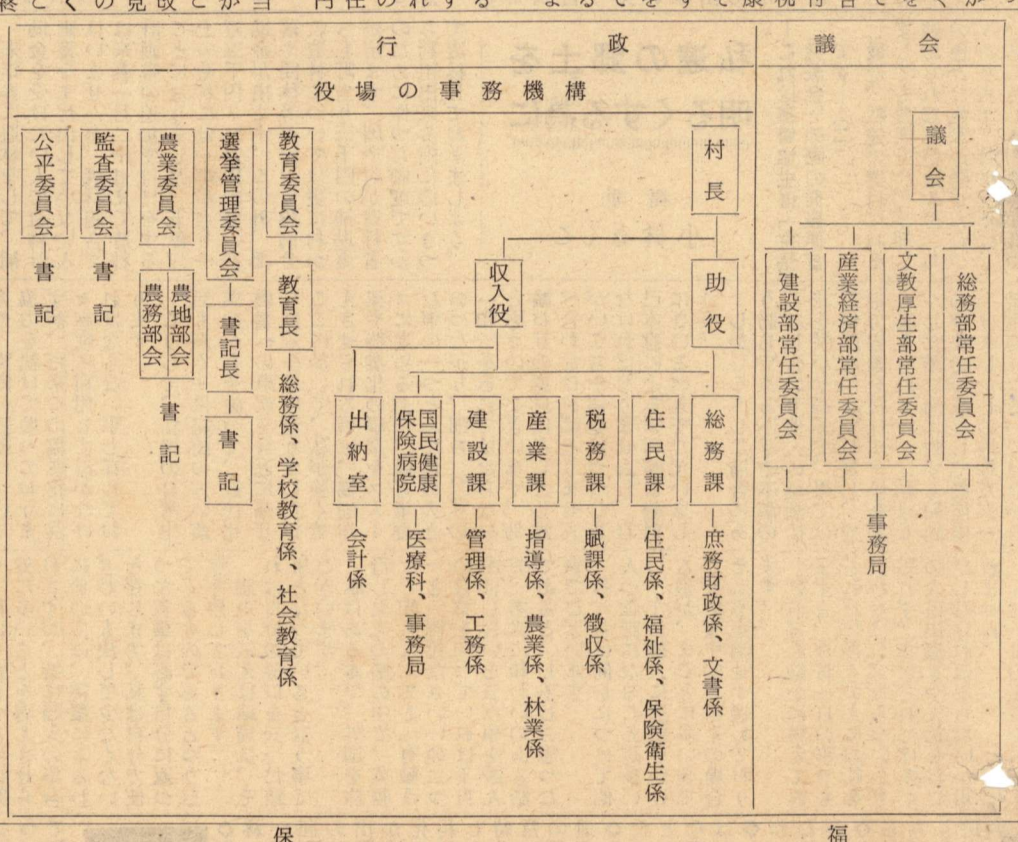

役場事務の分掌

総務課

庶務財政係

1、職員の進退、賞罰、身分及び服務に関すること
2、職員の給与、勤務時間、その他勤務条件に関すること
3、職員の研修に関すること
4、宮崎県市町村共済組合に関すること
5、公印の管守に関すること
6、条例、規則及び告示等の立案審査に関すること
7、村長の権限に属する教育に関すること
8、村議会に関すること
9、渉外事務に関する事
10、庁内各課局室の連絡調整に関すること
11、庁用自動車（原付自転車を含む）の運行管理に関すること
12、他の所管に属さないこと
13、予算（一般会計及び国民健康保険事業勘定特別会計）に関する事
14、村債に関すること
15、地方交付税に関すること
16、税外収入に関すること（他の課の事務とされたものを除く）及び他課の事務とされた税外収入の管理に関すること
17、財産（村有林野を除く）及び営造物の維持管理に関すること
18、契約に関すること
19、財産の取得、処分に関すること
20、備品の管理に関すること
21、物品の購入及び処分に関すること
22、消防に関すること
23、爆発物に関すること
24、防犯に関すること
25、広報に関すること
26、統計に関すること

文書係

1、文書の収受、浄書、発送並びに管理、保存に関すること
2、帳票の登録及び統制に関すること

住民課

住民係

1、窓口事務に関する事
2、各種謄抄本及び証明書の交付に関すること
3、住民登録に関する事
4、外国人登録に関すること
5、印鑑に関すること
6、米穀の配給に関すること
7、戸籍に関すること
8、身分、身元に関すること
9、人口動態に関する事
10、埋葬及び火葬に関すること
11、その他課内帳票の記録整備に関すること

福祉係

1、国民年金に関する事
2、生活保護に関する事
3、民生委員に関する事
4、職業安定に関する事
5、婦人児童の福祉に関すること
6、保育所に関すること
7、身体障害者の福祉に関すること
8、災害救助に関する事
9、旧軍人軍属の恩給及び公務扶助料に関すること
10、戦傷病者、戦没者の遺族に関すること
11、日本赤十字社に関すること
12、その他社会福祉に関すること

保険衛生係

1、国民健康保険被保険者資格に関すること
2、国民健康保険給付に関すること
3、国民健康保険施設事業に関すること
4、国民健康保険運営協議会に関すること
5、公衆衛生及び環境衛生に関すること
6、母子衛生に関する事
7、伝染病の予防及び防疫に関すること
8、医師、歯科医師、薬剤師、保健婦、看護婦に関すること
9、墓地、埋葬場に関すること
10、清掃及びそ族昆虫に関すること
11、食品衛生に関する事
12、と畜に関すること
13、伝染病隔離病舎に関すること
14、その他国民健康保険衛生に関すること

税務課

賦課係

1、村税の賦課に関すること
2、土地家屋登記簿の副本及び地図副本に関すること
3、国税及び県税に関すること
4、固定資産の評価に関すること

徴収係
1、村税の徴収に関すること
2、税外収入に関する事
3、滞納処分に関する事
4、納税組合に関する事

産業課
指導係
1、農業構造改善の企画推進に関すること
2、農山村振興に関すること
3、電気導入に関する事
4、農業団体に関する事
5、金融及び貯蓄に関すること
6、商工業、漁業及び鉱業に関すること
7、計量に関すること
8、農村青年建設班に関すること
9、海外移住に関する事
10、課内の連絡調整に関すること

農業係
1、普通作物、園芸作物特用作物の生産奨励及び農家の経営指導に関すること
2、米穀の売渡しに関すること
3、植物防疫に関する事
4、養蚕に関すること
5、畜産及び家畜に関すること
6、牧野及び飼料に関すること
7、有畜営農に関する事
8、獣疫病予防に関すること

林業係
1、民有林経営の指導に関すること
2、林業団体に関する事
3、林産物の生産加工及び利用の指導奨励に関すること
4、林導に関すること
5、狩猟に関すること
6、村有林の管理及び造成に関すること

建設課
管理係
1、失業対策事業に関すること
2、交通、通信に関すること
3、観光に関すること
4、日雇労働者健康保険に関すること
5、その他課内の連絡調整に関すること

工務係
1、道路橋梁及び河川の維持管理に関すること
2、建築に関すること
3、土地改良に関する事
4、農業土木に関する事
5、その他建設に関すること

出納室
1、現金の収入、支出に関すること
2、物品の保管及び出納に関すること
3、決算に関すること

企画室
1、事務合理化の企画推進に関すること

職員配置
（◇係長）

総務課
課長　木村　誠
庶務財政係長　◇三浦淳
筌瀬亀夫、吉野哲郎
小林紘子、吉野尚子
伊藤博昭、山田一子
文書係　◇畝原正義
森紀世、直野喜代美

住民課
課長　筌瀬春美
住民係　◇黒木勝、柳田恒雄、矢野恵美子
福祉係　◇寺原寿夫
若林義和
（鶴野内保育園）
中野チトセ、新名弘代
中村ヒロヨ、黒木和江
保険衛生係　◇塩月景行
小林錬一、松本キヌエ

税務課
課長　矢野　直
賦課係　◇海野千代麿
橋口幸一、大石和子
小野三千樹
徴収係　◇東村吉市、黒木一希、山本一正、沖田征郎

産業課
課長　三原辰巳
指導係　◇富山貞夫
農業係　◇海野勝、清水清、橋口岩男
林業係　◇山口俊一
小林理教

建設課
課長　福良善男
管理係　◇草野昭二、岩田定夫
工務係　◇矢野森一郎
[illegible]生

国保病院事務局
局長　中田豊
係　寺原弘勝、黒木節子

出納室
会計係　◇本田茂雄、寺原久栄

議会事務局
局長　木村映一

教育委員
総務係　◇新名秋二
学校教育係　◇新名秋二
社会教育係　◇那須幸雄
田代静夫

農業委員会
◇塩月操、矢野望

第十五回文化祭報告

本村がもつ一つのほこりである文化祭も今年で十五回を迎え盛会裡に終りましたことは、村民の皆様が各公民館を中心に御協力下さいました賜であります。

特に各学校が文化祭行事に校舎校庭を提供され、その上体育行事や学童作品展など参加していただき、その他村民の体育行事の指導にまで当つて下さいましたことや警察や農協をはじめ各民主団体の方々の絶大なる御協力の上に本年は更に自衛隊音楽隊の御支援もいただき、曾つて見ない充実した文化祭が行われましたことに対して厚く御礼を申します。

分館文化祭 綜合審査報告

昭和三十七年度各公民館分館に於て開催されました文化祭につきまして総合審査並に村特別賞審査の結果を御報告申上げます。

各分館の活動が部落文化活動に又農業経営の改善や生産品の出品の状態に年々向上の跡が見られることは誠に喜こばしいことであります。

今年は特に好天候に恵まれ加えて主軸営農の形が出品並に行事の上に現われ、優秀な生産品が会場に並んだことにつきましては深甚の感謝と敬意を表するところであります。

農産品等の審査に当りましては勿論審査規準に基ずいて取り行つたのでありますが

一、将来経済成長の望める主幹作目として考えられる生産品であること
二、反収及所得増大に見通しと経済価値のある生産品であること
三、部落の特殊性を生かした生産品であること
四、生活向上に、文化向上に役立つ生産品であること

等の条件を加味し慎重に審議致しまして

特別賞　競作部門　48点
場内出品部門　53点

計一〇一点を選抜授賞致しました。

総合審査につきましては各分館とも其の活動状態及び文化祭場に於ける開催状態等に大差なく昨年に比較して著るしく向上の状態がうかがわれるのでありますが特に賞すべきことは全分館を通じて和牛品評会が開催され飛躍的畜産振興のきざしが見られること、婦人の手になる作品が多くなつたこと、審査会の開催、図表の現わし方が全分館に工夫されて来たこと、経営につながる主幹作目を現わす様な出品が多くなつたこと等でありますが競作会審査会が一期的に実施され所得増大と主幹作目を中心とした農業経営の改善的基礎付けのうかがわれる様に向上したことは農業構造改善への意図かと思われます。又行事活動に於て部落の組織的団体活動、公民館を中心に婦人会、青少年研究グループ、目的集団等、産業振興に学習活動に体育に活潑な活動推進がなされつゝあることは喜こばしいかぎりであります。

審査は特に慎重を期し審査の結果

優秀賞　1、迫野内分館
進歩賞　4、小野田、坪谷
越表、寺迫分館

を選抜し会長え推せん報告申上げました次第であります。以上簡単ながら今後公民分館の発展を祈念致しまして報告を終ります。

文化祭風景

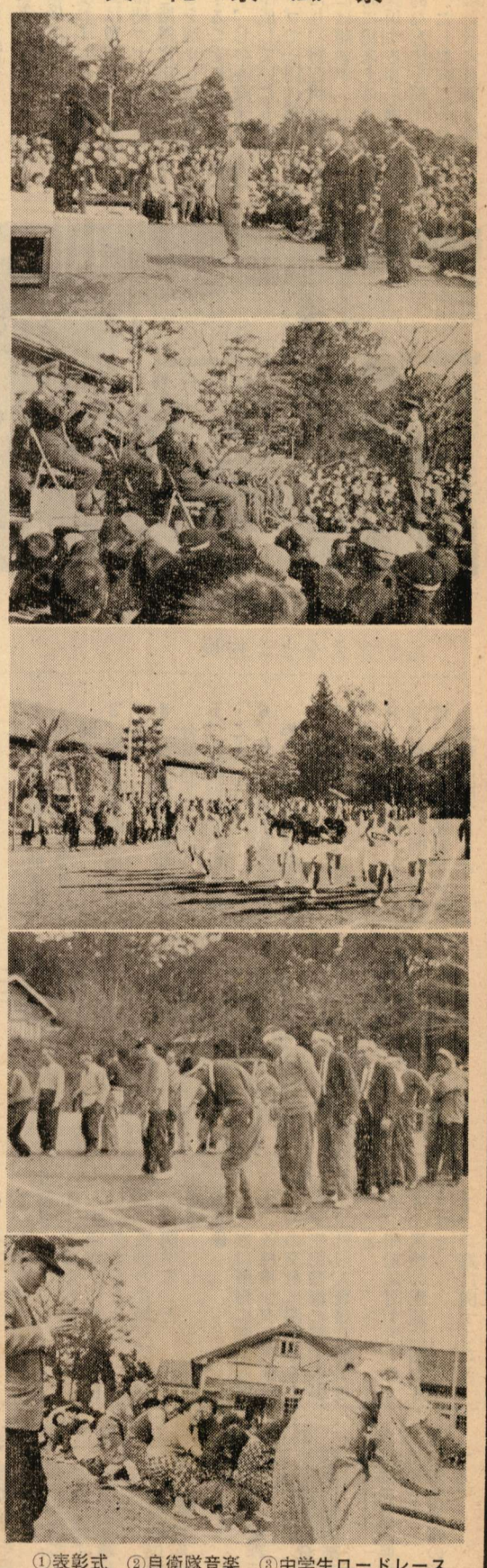

①表彰式　②自衛隊音楽　③中学生ロードレース
④男性の団技（福瀬）　⑤婦人の綱引（福瀬）

森林所有者の皆さんへお願い

東郷村駐在林業改良指導員　図師　睦

世はあげて所得倍増のムードにあふれていますが、森林所有者の皆さんも、このバスに乗りおくれないよう連日努力されていることと思います。

さて今度森林法が改正になりましたので、それについて少し述べてみたいと思います。

今まで立木の伐採は法第十五条と第十六条により許可制と届出制になつておりましたが、今度の改正で制限林（保安林）以外はすべて届出制になりました。保安林は今まで同様許可制であります。それで立木の伐採をしたい方は伐採を開始する日前90日から30日までの間に森林組合を経由して県知事に伐採届出書を提出して下さい。尚、御承知でしようが薪炭材も椎茸原木も一般用材も、また自家用販売用を問わず、すべての立木の伐採には届出が必要ですので注意して下さい。又、届出がなされていない跡地に造林された場合は、造林補助の対象になりませんので、この点もよく注意して下さい。

また、昭和37年度から村内で毎年五戸づつモデル林家を選定して、それの個別経営計画をたて林業技術普及の拠点もすることになりました。自己所有森林の実態を把握する上からもよい機会ですので、モデル林家になる希望があれば御申出下さい。計画をたてるために色々の作業（測量、立木調査、聞き取り）に出てもらいますが、これは一週間以内に終ると思います。その間の賃金は、こちらの方で支払いますので森林所有者の皆さんの負担にはならないと思いますので、モデル林家の選定にあたつては皆さんの御協力をお願いします。

以上のことについて詳しいことは、林業改良指導員におたずね下さい。

造林申請追加受付のお知らせ

来年春に造林をして、補助金を受けたい人で造林計画書をまだ出していない人はいませんか。森林組合では来春一月二十日まで造林計画書の追加受付けをすることになりました。五畝以上の造林には一町歩当り一万五千円～二万円程度の補助金が出ます。この外、部落や団体等が行なう協同分収造林については更に村からも町当り三千円の補助金が出ます。国や村が造林者のために作つた制度ですから利用出来る内に思いきつて造林しておきましよう。

私達の郷土を明るくする為に

—これは郡婦協主催「主張発表会」の際の発表要旨です—（二）

福瀬　小林きくこ

最近、私達の農村におきましても農業近代化が押し進められ農業構造改善の為の色々な施策が講ぜられつゝあります。特に近年は、いちじるしく労働力が減少して参りましたため、従来の労力依存の経営では追いつかない状態に立ち至つて参りましたので、私達婦人におきましてもいく度となく会合を重ねて常に労力の不足に対処するため、農繁期に於ける共同作業の進め方や、実際の活動について協力を続けて参っておりますが、将来この協業化は益々高度に利用して行かなければならない事と存じております。

こうして、私達の日常生活も漸く一世紀前の古い農業のからを破つて、近代化農業への息吹を身近に感ぜられる今日に至りましたがここに於いて、私が強く考えさせられる事は、協同作業や協業化の事業をスムースに進める上に、最も重要な事の一つとして他の人とのつながり、即ち お互の「和」を忘れてはならないと思うのでございます。勿論お互の意見はどしどし述べ合わなければなりませんがいこぢや偏見はつつしまなければなりませんし、自己本意による栄利等も絶対にさけるべきでございましよう。

しかしこうした場合にあり勝ちである不平や不満のこぼし合いや他人の噂話に花を咲かせ過ぎて、果ては感情問題にまで発展し、途中で協業を投げ出す場合等も考えられますが、私はこうした暗い面に対する問題の解決の方法として最前申上げました心の持ち方が一番重要になるのではなかろうかと思うのでございます。

そこで私は言葉の力によつて案外簡単に解決ができると信じているものでございます。

日常私達が知らず知らずの間に使つております言葉によって、他人を傷つけたり、喜ばせたりする事は案外に多いことを考えさせられますが、特に婦人の集合に於いては、言葉によるわざわいも決して少なくないと存じます。私は自分で使つた言葉は必ず自分に返つてくるものであるとゆう自覚を致しております。

悪口を云えば結局は、それは自分の悪口を云つた結果となつていると云う事でございます。

私はある本で、外国を旅行した人の話の中で、英語など知らなくても「有難う」と「御免なさい」の二つの言葉を知つていれば不自由はしないと云う事を読んで、本当に味わいのある話であると、しみじみ思つた事でございます。

私たちは何かにつけて他人の世話になることが多いし、また他人に迷惑をかける事が、まことに多いのでございますが、多くの場合それを意識せず過しております。

けれども静かに考えてみますと、今日一日の事でもどれだけ多くの人にお礼を云わなければならないかも知れず、またどれだけ多くの人に出過ぎや失礼をおわびしなければならないか知れません。

今日一日の生活を「ありがとう」「ごめんなさい」の二つの真心こめた言葉で通すならば、いかにかたくな気持を持つた人との交りでも、或はむづかしいと云われる子、多くの他人と進めて行く協同作業や協業化の問題でも、何のまさつもなく、明るい目的達成に向つて精進が出来る事を信じて疑わないのでございます

点滴

◇恒例の文化祭も盛会裡に終つたことは同慶に堪えない。回顧すれば十五年前に、この行事を文化祭と名づけて出発したのであるが、それから今日までに、本村の文化の向上に、産業の振興に村民の融和に、文化祭が果した役割は大きい。しかし時代の流れは早い。だから常にそれに則応する文化祭の経営をして価値多い文化遺産を残したいものである

◇それにつけても、こうした文化事業は「つづけること」と参加すること」に大きな意義のあることを忘れてはならぬ。

◇「びわの花咲く年の暮れ」の句がある。今年もびわの花が咲いた。年の暮れが訪ずれた。

◇この一年をふり返つてみると個人個人では感慨は異うり禍福の度合いも違うだろうが、とにかくこの一年を送ることの出来たことに感謝し希望多い新春を迎えることとしよう。

春に希望托して年暮る